

商品概要説明書

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

（令和2年4月1日現在）

商品名	農業経営改善促進資金（スーパーS資金）
ご利用いただける方	認定農業者で簿記記帳を行っている方がご利用いただけます。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる方も含みます。） ただし、個人の場合は借入金の最終返済時の年齢が81歳未満の方に限ります。
資金使途	○営農に必要な短期運転資金で、以下の使途にご利用いただけます。 <ul style="list-style-type: none">・種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費・肉用素畜、中小家畜等の購入費・小農具等営農用備品、消耗品等の購入費・営農用施設・機械の修繕費・地代（賃借料）および営農用施設・機械のリース・レンタル料・生産技術、経営管理技術の修得費・市場開拓費、販売促進費等
借入金額	○個人 <ul style="list-style-type: none">・一般経営 500万円以内・畜産経営または施設園芸経営 2,000万円以内 ○法人 <ul style="list-style-type: none">・一般経営 2,000万円以内・畜産経営または施設園芸経営 8,000万円以内 <p>※施設園芸経営とは、ガラス室やビニルハウス等の施設により育成から出荷までを行うものを指し、農業者の総収入金額のうち施設栽培作物の売上収入が50%を超えている経営を示します。</p>
借入期間	○農業経営改善計画の期間中とします。 ※農業経営改善計画の期間中とは、同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度の末日までとなります。
借入利率	○農林水産省経営局長通知に基づく金利といたします。 詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○手形借入または当座借越とします。
返済方法	○手形借入は期日一括返済、当座借越は隨時返済となります。
担保	○三重県農業信用基金協会の保証をご利用いただくことにより、以下の金額まで原則として無担保となります。 個人 3,600万円 法人 7,200万円 ○JAまたは三重県農業信用基金協会が必要と認めた場合は担保設定させていただことがあります。

保証	<p>○三重県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として連帯保証人は不要です。(三重県農業信用基金協会の保証をご利用いただくには、別途保証料が必要となります。)</p> <p>○法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。</p> <p>○法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</p> <p>○「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p> <p>○連帯保証人を設定させていただく場合には、連帯保証人とさせていただく方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 <p>○「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせていただくにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣言公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣言公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヶ月以内に作成されたものに限ります。</p>
保証料	<p>○保証料率は年0.47%となります。</p> <p>○有担保扱いとなった場合、原則として保証料が年0.32%に引き下げられます。</p> <p>○徴収方法は次のとおりとなります。</p> <p>①手形貸付の場合 一括前払方式とし、ご融資時および手形書替時に保証料をお支払いいただきます。</p> <p>②当座借越の場合 後払方式とし、貯金利息決済日に保証料をお支払いいただきます。</p>

<p>苦情処理措置 および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：059-229-3503）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） ・民間総合調停センター（大阪府）※ <p>※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。</p> <p>詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび三重県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。</p> <p>○認定農業者の方は、市町の特別融資推進会議の認定が必要となります。</p> <p>○審査および推進会議の認定に一定期間の時間がかかること、また審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので予めご了承ください。</p> <p>○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣言公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A 津安芸